

船橋航海当直警報装置（BNWAS）の設置に関する事項

改正規則

国際条約による証書に関する規則

改正事項

船橋航海当直警報装置（BNWAS）の設置に関する事項

改正理由

IMO 第 86 回海上安全委員会（MSC86）において、SOLAS 条約第 V 章第 2.2.3 及び 2.2.4 規則として、「船橋航海当直警報装置 (Bridge navigational watch alarm system)」の搭載要件が追加規定される旨の改正が行われ、決議 MSC.282(86)として採択された。

これに伴い、SOLAS 条約の貨物船安全設備証書のための設備の記録（様式 E）等についても、決議 MSC.283(86)で改められたことから、関連規則を改めた。

改正内容

国際条約による証書に関する規則の様式 1-3 を、改正された SOLAS 条約の貨物船安全設備証書のための設備の記録（様式 E）に基づき改めた。